

洛陽出土の墓誌銘の書と墓主の居住地との関連性

―北魏洛陽城内で使用される「巍」字を中心に―

愛媛大学教育学部助教授 東 賢 司

はじめに

北魏時代に作製された墓誌銘には、出身地や居住地に関する記述が頻出する。余扶危・張劍主編の『洛陽出土墓志卒葬地資料彙編』には、墓主の卒葬地の他に、生前の居住地の記述が記されている。居住地と墓誌銘を比較すると、居住地が同じである複数の人物に、同筆と思われる墓誌銘が書かれる事例が散見できる。それらの人物が兄弟であった場合は一応の納得できるが、胡族と漢族が同筆である場合もあり、どのように判断すればよいのか明らかにできない例もある^①。

これらの墓誌銘には「魏故…」等の書き出しで文書を始めるものが多い。その中で特に「巍」字を使用する墓誌銘を集めると、複数の書き手が確認できるが、孝明帝期までは、ほとんどが洛陽場内で使用されていた。さらに、その書き手の中で最も多くの作例を残すグループは、一部の特別な時期を除いて、ほとんどが洛陽城内に居住すると思われる墓主の墓誌銘ばかりを揮毫している。

本考察では洛陽に本貫を置き居住していた人物の墓誌銘中、「巍」字が使用されている資料を中心に、居住地が洛陽城内か洛陽城外か等という視点から墓誌銘を分類し観察を試みる^②。

一 洛陽の「里」について

墓主の居住地と墓誌銘の書と比較する上で、確認しておかねばならな

いのは「里」という制度である。一般的には「坊制」あるいは「坊里制」と言われるが、北魏の坊と里については、特に注意が必要である。孝文帝の洛陽遷都後、都としての体制作りの基礎とも言うべき、都城整備が急がれたが、内城と外城（郭）の区画整理を急いでいた^③。これらの詳細はここでの目的ではないので省略し、坊と里に関する点に注目してみたい。これらを知る上で欠かすことができない文献は『洛陽伽藍記』である。その巻五には

京師東西二十里、南北十五里、戸十万余。廟社宮室府曹以外、方三百步為一里、里開四門、門置里正二人、吏四人、門人八人、合有二百二十里。

とあり、一辺が三百歩の面積を「里」としていたことが分かる。また、坊と里の関係については、巻四に

自延酤以西、張方溝以東、南臨洛水、北達芒山、其間東西二里、南北十五里、並名為壽丘里、皇宗所居也。民間号为王子坊。

とあり、民間では里のことが「坊」と呼称されていたことが確認できる。さらに洛陽の築坊の記事について、『魏書』広陽王嘉伝には

遷司州牧、嘉表請於京四面、築坊三百二十、各周一千二百步、乞發三正復丁、以充茲役、雖有慙勞、姦盜永止。詔從之。

とあって、坊の広さも一辺が三百歩であることが確認できる。おそらく北魏後期に坊が里の通称となったということはないであろうが、少なくとも

も洛陽期には一里の歩数は一致しており、坊と里は同じ面積と考えられる。『魏書』地形志などでは、郡や県の記述は頻出するが、里に関する記述は少ない。しかし、墓誌銘中の居住地を分析するには、「里」を避けて通ることはできない。この制度が北魏末まで厳格に行われたかどうかは別の問題であるが、住居に関わる最小単位として捉えておきたい。

表一 本貫と死亡地が洛陽内の里であるもの

墓主	本貫	死亡地	卒年月日
元鑿之	永智里	洛陽里	正光三年九月六日
奚牧	承華里	承華里	永熙二年三月十二日
元簡	都鄉洛陽里	第	太和二十三年一月二十六日
王馨	宣化里	州	景明一年四月十日
元侔	安武里	第	永平四年五月十五日
封昕	安武里	安武里	永平五年三月二十四日
元演	穆族里	位	延昌二年二月六日
長孫瑱	永樂里	家	延昌一年八月十三日
元颺	敷義里	第	延昌三年八月二十七日
元遙	孝第里	第	熙平二年九月二日
元祐	都鄉照樂里	第	神龜二年一月六日
元孟輝	篤恭里	篤恭里	神龜三年三月二十二日
唐雲	道中里	景義里	正光一年三月九日
元倪	照明里	照明里	太和二十一年二月
元子直	光穆里	第	正光五年四月十二日
元璨	敷義里	第	正光五年四月二十九日
元華光	嘉平里	家第	孝昌一年九月十六日

また、それぞれの里に誰が居住するかの原則であるが、朴漢濟氏は「ここで注目されるのは、洛陽遷都とともにたてられた住居地割当の原則が

官位によるだけで、族類に依拠しなかったことである。」と指摘し、部族ごとに居住することを否定している⁴⁾。

表一は、墓誌銘の本貫、死亡地の記述からおそらく洛陽の自宅で死亡したと思われる墓主をあげている。例えば元侔と封昕のように同じ里に居住したと思われる資料もあり、一辺三百歩の里にどのくらいの屋敷数があったのか興味を持つところである。だが、次章以下の同一地区に居住する墓主とは、表一のように本貫も死亡地も同じ里に居住しているものだけではない。墓誌銘の記述は、細かく見ると記述内容が多彩で、本貫と死亡地だけでも表記方法が分かれる。そこで、本貫かあるいは死亡地に里の名称が記述しているものを抜き出し、比較を行うことにした。では、次に墓誌銘に記述される「里」を参考に、書風の比較を行う。

二 居住地と墓誌銘の書風が共通する資料

本章の考察範囲は、洛陽出土の墓誌に限定し、かつ、居住地が予想できる資料を中心にしている。結果として検討を行う資料は、北魏で作られたある範囲のものに限定されるが、それでも資料数は二百件以上になり、比較するには十分な資料数がある。

表二の「同里同書風」とは、同じ里（一部宮殿名も含まれる）に居住していたと思われる墓主で、その墓誌銘の書風が比較的共通していると思われるものを抜き出した⁵⁾。以後、洛陽城内・城外等の判断は、前出の『洛陽出土墓志卒葬地資料彙編』の他、周祖諤『洛陽伽藍記校釈』、范祥雍『洛陽伽藍記校注』所収の「洛陽伽藍記図」を参考にした。

表二 同里同書風の墓誌銘

地区	里名等	墓主
洛陽内城	洛陽宮 金墉宮	劉阿素・王遺女・劉華仁・張安姬 王普賢・司馬頸姿

洛陽外城	永和里 寬仁里 篤恭里 元孟輝・元珍・口遵	元睿・宋靈妃・邢偉 元融・元湛
洛陽城外	承華里 穆族里 學里	寇猛・穆循・呂達・呂通・奚牧 元演・元恂 王誦妻元貴妃・元容
洛陽	西鄉里 光穆里 照洛里 穀陽里	王普賢(埋葬地)・王紹(埋葬地)・王翊 元彥・元颯・元昉 元祐(出身)・常季繁 于景・于纂
都郷	安武里	元倂・封昕・司馬紹・皮演
洛陽郡	光睦里 依仁里	元詳・元颯 楊穎・楊播・楊舒・楊暹・楊順・楊仲宣

本論での城内外の名称の区別であるが、洛陽の内城・外城には、多くの宮殿があり、外城のかなりの面積を専有している。しかし外城内にも寺院や個人宅が沢山あり、格式や官位によつて場所が定められていたことが予想される。これらを「洛陽内城」「洛陽外城」と分類した。

また郭の外側のすぐ近くにある固まった地域に貴族が居住する場所があり、これらのグループを「洛陽城外」とした。更に、城外ではあるが、『洛陽出土墓志卒葬地資料彙編』に従い「洛陽都郷」と記述のある里をグループとした。論文末の「洛陽城内外里図」は、先行研究等から地点のわかる里を图示している。最後の洛陽郡は、『魏書』地形志によると洛州の一郡であるが、実際は洛陽と緱氏県を有する中心部であった。通常、洛陽以外の郡県や里では一族がまとまって居住する例が多いことから、事例として掲示した。この「依仁里」は楊氏の本拠地であり、表二に挙げた六名の墓誌銘の書も共通した書風である。

表二からは、同一の里に元姓の人物と漢族が居住している場合があることが分かり、また漢族間でも姓の異なるものが居住しているという事実が明らかになる。また、これらの姓の異なる者の墓誌銘が共通する書風を持つということが大変興味深い。

例えば、洛陽城外の承華里で居住していた五名の墓誌銘であるが、墓主の「字」を記述する部分で比較的共通性の高いものが多く見られる。逆に言うと、元姓と漢族姓など、異なる部族が同じ里に居住し、墓誌銘の観察の結果、同筆とまでは断定できなくとも書風が比較的共通するものがあるという事が観察できるだけで、それを深めることはできなかった。そこで少し視点を変えて比較を試みたい。

三 「魏」字を用いる揮毫者

居住地を洛陽の内城・外城等に分類しながら、墓誌銘をあわせてみると、同筆あるいは共通性の高い書風である墓誌銘が五点発見できた。

表三 同一人物の筆跡

墓主	地域	里名等	「魏」字
緱夫人	洛陽内城	掖庭宮	
元譚妻司馬氏	洛陽城外	崇恩里	
胡明相	洛陽内城	建始殿	
元引	洛陽城外	静順里	
馮邕妻元氏	洛陽城外	崇恩里	

表三がその資料であるが、これらの文字使いを観察しているとある興味深い事実を見つけることができる。これらの墓誌銘の冒頭は「魏故」である(一部文中の「魏」字を含む)。「魏」と「魏」の両者とも北魏墓誌銘では比較的に使用されている文字なので、とかく取り立てる事もない。

いかかもしれないが、同一人物が書いた墓誌銘に特徴が読み取れるとすると、揮毫者を判断する重要な手がかりとなってくるのである。

本論のキーワードとなる「巍」字が使用される墓誌銘を抜き出す前に、「巍」字について触れておきたい。馬叙倫は、

此鬼之双声転注字。字見急就篇。作巍。蓋伝写省之。倫疑此従山魏声。魏則従女。蓋従禾鬼声。字本在山部。呂忱立鬼部移而属之也。

若急本作巍。則字在女部。伝写失之。

としており、「巍」と「巍」は別の部とする^⑧。しかし、南北朝の石刻資料をみると、「巍」と「巍」は混用されている^⑨。「巍」字が使用される意味は、表三の墓誌銘を揮毫した者が「巍」字を説文篆文の流れを組む正当な字体として認識し、書き出しの「巍故」という北魏という国そのものを表す部分にこの字体を使用したのであろう^⑩。これらは、例えば漢時代の石碑に篆書で文字を刻す行為や南北朝以降の石碑の題額に当時普及していた書体よりも古い篆書で文字を書くことにもつながる行為であるかもしれない。この「巍」字の文字構造を、墓誌銘等を揮毫するすべての揮毫者が知識として持ち合わせていたかという点、決してそのようなことはないと考えられる。これを証明するには、異体字に触れざるを得ないが、何を正字とし何を異体字とするのか、墓誌銘の場合は非常に判断しづらい。試みに京都大学の文字拓本データベース^⑪で「巍」字を検索すると、二百字中三十字が「巍」字であり、約十五%が古体ということになる。この結果からは、「巍」字は、全く普及していないとは言えないが、「巍」字が汎用性に富んだ字体とは言えないと思われる。ではこれを拡大して、墓誌銘中に「巍」字がどのくらい見られるかを整理してみたい。「巍」字をキーワードとして墓誌を探すと、二十二件の共通の特徴（筆跡）（表四の太字）を持つ資料を確認することができた。

表四 「巍」字を有する北魏墓誌

墓主	卒年西暦	葬年西暦	没地	本貫	城内城外
元偃	四九九	四九八	官	昌黎棘城	内城
韓頭宗	四九九	四九九	正寢	(河南洛陽)	内城
元思	五〇六	五〇六	位	(河南洛陽)	内城
元悦	五二五		安武里	(河南洛陽)	内城
封昕	五二二	五一二	安武里	安武里	都郷
邢偉	五一四	五一四	永和里	河間鄭	外城
元睿	五一四	五一六	永和里	(河南洛陽)	外城
尼慈義	五一八		瑤光寺	勃海條	内城
元孟輝	五二〇	五二〇	篤恭里第	篤恭里	城外
唐雲	五二〇	五二〇	景義里	道中里	城外
司馬頌姿	五二〇		金塘	河内温	内城
盧令媛	五二二	五二二	京室	范陽涿	内城
元秀	五二二	五二三		孝悌里	都郷
馮邕妻元氏	五二二	五二二	艾澗之候庭	崇恩里	城外
元引	五〇〇	五二三	静順里宅	(河南洛陽)	城外
常季繁	五二二	五二三	照樂里第	河内温人	城外
元譚妻司馬	五二三	五二四	第	河内温	内城又は外城
元諡	五二五	五二五	荆州之邸	(河南洛陽)	
元隱	五二三	五二五	其第	(河南洛陽)	
元昭	五二三		第		
馮季華	五二五	五二五	第	長樂郡信都	
元寧	五二五	五二五	京師	(河南洛陽)	
檀賓	五二五	五二五	洛陽	兗州高平	
元憚	五二〇	五二五	位	(河南洛陽)	内城

墓主	卒年西暦	葬年西暦	没地	本貫	城内/城外
★元暉	五二五	五二五	未詳	(河南洛陽)	城内
元誘	五二〇	五二五	岐州	(河南洛陽)	城内
元纂	五二〇	五二五	未詳	(河南洛陽)	城内
元熙	五二〇	五二五	任務	(河南洛陽)	城内
繆夫人	五二五	五二五	掖庭宮	齊郡衛國	城内
元義	五二六	五二六	永康里	(河南洛陽)	城外
寇治	五二五	五二六		上谷昌平	城外
★胡明相	五二七	五二七	建始殿	安定臨涇	城内
★元悌	五二八	五二八	河梁之西	(河南洛陽)	
元劭	五二八	五二八	河陰之野	(河南洛陽)	
★元俊	五二八	五二八	河梁之南	(河南洛陽)	
元愔	五二八	五二八	河梁之南	(河南洛陽)	
元子正	五二八	五二八	河陰	(河南洛陽)	
元維	五二八	五二九	河梁之下	崇讓里	城外
苟景	五二八	五二九	并州晉陽	(河南洛陽)	洛陽の外
★元繼	五二八	五二九	位	(河南洛陽)	城内
★爾朱紹	五二九	五二九	位	(河南洛陽)	城内
★爾朱襲	五二九	五二九	京師	北秀容	城内
寇霄		五三〇	湯陰	上谷昌平	洛陽の外
元彧	五三〇		城内か	(河南洛陽)	城内
赫連悅	五三一	五三一	在郡	(河南洛陽)	洛陽の外
元天穆	五三〇	五三一	明光殿	(河南洛陽)	城内
韓震	五二六	五三二	晉陽	昌黎棘城	洛陽の外
★元延明	五三六	五三二	建康	熙寧里	都郷

墓主	卒年西暦	葬年西暦	没地	本貫	城内/城外
★元頊	五三〇	五三二	位	(河南洛陽)	城内
★元顥	五三〇	五三二	潁川臨潁	(河南洛陽)	城内
元恭	五三〇	五三二		(河南洛陽)	城内
王温	五三二	五三二	昭明里宅	樂浪樂都	城外
元爽	五三三	五三二	京師	(河南洛陽)	城内
元鑽遠	五三三	五三二	位	(河南洛陽)	城内
石育	五三三		樂陵厭次	河陰延津里第	洛陽の外

墓誌銘の冒頭に「魏」字を持つ資料は、五十五件を挙げることができる。この内、太字で表した同筆あるいは字体や筆跡に共通点を持つ墓誌銘には、概ね以下のような特徴がある¹⁾。

- ① 画の太さがやや太い。
 - ② 北魏石刻特有の字形のゆがみが少なく、隋唐楷書に近い。
 - ③ 横画始筆の筆圧が弱く、柔軟な印象を持つ。
 - ④ 「之」「以」「有」「門」等に古い書体を楷書化したものが見られる。
- この二十二件は、五二二年から五三二年までの十一年間に作成されているが、この書者がどのような者であるのかを想像しつつ墓主の居住地を観察してみると、興味深い事実が明らかにできる。既に前章で墓主の居住地が同じ者の墓誌銘に書風の共通性が見いだせる資料があることを指摘したが、「魏」字を持つ墓誌銘が、洛陽城内城、外城、城外のいずれに居住していたかをみると、五二七年に埋葬されたものまでは、城内または外城に居住していたものが多いが、五三〇年以降に埋葬された者の墓誌には、洛陽以外の地域に居住していたものも目立ってきている。「魏」字を使用する墓誌が洛陽城内から洛陽の外へ広がっていることが何を意味するのであるか。予想としては城内に居住していた名筆家グル

ープが、何らかのきっかけに洛陽城外へ出たということが考えられる。このグループは、一人の師匠に書の教示を受けた人々であることも否定はできない¹³⁾。城外に出た理由は種々考えられようが、私は、それを解く鍵が五二八年の「河陰の変」にあると考えた。章を変えて考察する。

四 河陰の変の死亡者とその居住地

武泰元年（五二八年）に、孝明帝が爾朱榮の力を借りて靈太后を排除しようとしたが、逆に毒殺されてしまう。そこで爾朱榮は四月十一日に黄河を越えて洛陽に進出しようとし、その布石として孝荘帝を擁立する。榮は、不利を察知して河陰まで迎えに向いた靈太后らを河に沈めるなどし、犠牲者は一千三百余人に及んだ。これを「河陰の変」という。窪添慶文氏によれば「現在知りうる限りの元氏のうち、約半数が河陰の変で殺され、残りの半数が変後に生き延びたということになる。」¹⁴⁾としていて、河陰の変が元氏には相当のダメージを与えていたことが分かる。元氏以外の漢族でも殺された者がいるのであるが、墓誌銘からはそれはつきりと読み取ることができない。

政治的な背景はここでの主題ではないのでこれ以上の記述を避けるが、河陰の変に注目するのは、表四でも予想できるように、この政変をきっかけにして、一部の墓誌揮毫者が洛陽城内から城外へ移動した可能性があると思われるからである。墓誌からだけでも三十名以上の死亡者が確認できるが、先行研究でも死亡地点を明示しているものが少ない。

ここでは、まずは河陰の変で死亡した者を確認する。揮毫者と何らかの関係のない考証のように思えるが、河陰の変での死亡した者、死亡していない者の両者の墓誌銘に共通の書風を見ることが出来る。

表五 河陰の変で死亡した墓主

墓主	卒年西暦	葬年西暦	没地	本貫	城内城外
元周安	五二八	五二八	河陰	(河南洛陽)	
元順	五二八	五二八	陵戸村	洛陽県	城内
元瞻	五二八	五二八	位	(河南洛陽)	城内
元譚	五二八	五二八		(河南洛陽)	
元俊	五二八	五二八	河梁之南	(河南洛陽)	城外
元湛	五二八	五二八		寬仁里	
元略	五二八	五二八	洛陽之北芒	都郷照明里	都郷
元廠	五二八	五二八	位	(河南洛陽)	城内
王誦誌	五二八	五二八	洛陽	琅邪臨沂	洛陽内
元昉	五二八	五二八	洛陽	光睦里	城外
元毓	五二八	五二八	洛陽	光睦里	城外
元子正	五二八	五二八	河陰	(河南洛陽)	城外
元広	五二八	五二八	篤恭里第	(河南洛陽)	城外
唐耀	五二八	五二八	洛陽	魯郡鄒	洛陽内
元欽	五二八	五二八	北芒之陰	(河南洛陽)	
元礼之	五二八	五二八	京師	(河南洛陽)	洛陽内
元植	五二八	五二九	河陰鑿駕之右		
元愔	五二八	五二八	河梁之南	(河南洛陽)	城内
元讞	五二八	五二八		(河南洛陽)	
元道隆	五二八	五三六	北邙行次		
李略	五二八	五二八	官	魏郡吉遷里	
楊暉	五二八	五三二	河陰	弘農華陰	
元邵	五二八	五二八	河陰之野		
元宥	五二八	五二八	廬	(河南洛陽)	洛陽内

墓主	卒年西暦	葬年西暦	没地	本貫	城内城外
元子永	五二八	五二八	京師	(河南洛陽)	
元悌	五二八	五二八	河梁之西	(河南洛陽)	
元均之	五二八	五二八	洛陽蒙	(河南洛陽)	洛陽内
元彝	五二八	五二八		(河南洛陽)	
元端	五二八	五二八	邙山	(河南洛陽)	
陸紹	五二八	五二八	京厘	(河南洛陽)	
元維	五二八	五二九		崇讓里	城外

北魏後期には数多くの墓誌が作成されるが、一日に死亡する人数としては建義元年四月十三日卒のものが最も多い¹⁵⁾。三十一件の資料中、洛陽城内付近に居住していたと思われるものは十四件ある。おそらく何百人もの貴族が滞在している洛陽城内では十四名の者が殺されたとしても大きな影響があるわけではないが、あくまでも墓誌が確認できる者は十四名ということである。当時の最高権力者の靈太后でさえ殺害されている。宮殿内は大混乱に陥っているであろう。この後、入城した爾朱榮は五三〇年に殺害されるまで専制政治を行っている。北魏が滅亡するのもこの河陰の変が契機になっていると言っても過言ではなく、洛陽城内で混乱が続くのは避けられなかったと思われる。「巍」字を有する墓主を見ても、五二九年から五三二年までに内城に居住している者は六件あるが(表四参照)、洛陽外への広がりも確認できる。

また、表四で取り上げた二十二件の同一あるいは同じグループと思われる墓誌群に戻ってみると、その完成度に若干の差があることが見いだせる。この原因は主として彫刻の精度であると感じているが、すべての墓誌原石を実見しているわけではないので、はっきりとは断定はできない。ただ、この差があることについて、いつ頃から見られるのかという

と、やはり河陰の変(五二八年)の前と後ということになる¹⁶⁾。

これらの墓誌銘を河陰の変と絡めて見ると、主として二つのグループに分類することができる。

A 河陰の変で殺害されたグループ

元悌・元悛・元維

B 河陰の変前後から爾朱榮に荷担したグループ

元継・爾朱紹・爾朱襲・元彧・元天穆・元延明・元瑱・元恭・元爽

河陰の変は、自分の意向に反した行動をした靈太后に天誅を加える行動であったので、Aは当然爾朱榮と逆の立場にある者ということになる。逆にBは、この行動を起こし、後の国の運営に当たり協力を惜しまなかった元姓の人等である。対極にある二つのグループであるが、これらの墓誌揮毫者が共通性を持っているという事実は注目に値する。

ここで以前から墓誌銘の文字を観察する上でキーワードと捉えていた「以」の文字に注目したい。河陰の変以前の墓誌銘では篆書体を楷書化したもの(・)で書かれているが、それ以降は現在の楷書と同じ骨組みである。表四に★印を付けたものが「以」の骨組みを取るものであり、例外的に河陰の変以前に作成された胡明相墓誌銘にも同じ書きぶりが確認できる。★印の墓誌銘を含め太字の者の中には、権力の上では対極にあつた者がいる。しかし、墓誌銘を揮毫する書者は、これとは関係がなく作業を続けることができたということになる。

一方で「巍」字を使用するものについて再び確認してみると(表四)、河陰の変以降、洛陽以外の地域に居住した者でも見られるようになることから、元々洛陽城内で居住・奉職していた揮毫者が河陰の変が契機となって城外に出ることになり、城外で墓誌銘を揮毫していたと予想することも可能である。その前後で刻法が若干異なってくるのは、宮廷内専

門の刻者がいたことを意味するのかもしれないが、ここではこれ以上触れることは避けたいと思う⁽¹⁷⁾。

おわりに

本論では、北魏末期の墓誌を「魏」字の観察を中心に行ってきた。また、本論で使用した方法としては、名前の残らない揮毫者に接近するために⁽¹⁸⁾、墓主（墓誌銘を揮毫者によってかかれた人物）が生前にどこに居住していたのかという方法を用いてきた。これは、同じ「里」に住む貴族の墓誌が同じ書風の墓誌が作成されることにヒントを得たからである。この時期には歴史的な政変「河陰の変」があったが、墓誌銘を揮毫している人物も影響を受けた可能性もある。

「魏」字を使用する墓誌銘は、河陰の変以前は多くが洛陽城内であったのに対し、乱を経て以後、洛陽外に広がっていることは、揮毫者の城外流出という事実を表しているのではないかと予想している。

書者は名前が残されていないので、分類が難しく屋上屋を重ねている印象がぬぐえないが、墓誌の書道的研究においては「いつ、誰が、どこで、何のために書いたのか」という事を明らかにすることは重要な作業であると考えている。墓誌銘には史書に記述されていない胡族・漢族が多く見られるが、これらの人物を繋ぐ糸となる可能性も含まれている。今回の観察でも、元氏中、爾朱栄に寝返った者と反抗を続けた者の両者に共通の書風を持つ墓誌が作られたということがわかり、文献上に書かれる歴史的事実とは異なるつながりがある可能性をつかむことができた。

今後は「魏」字のようなキーワードになる文字を発見し、グループ化してゆくことにより、姓の異なる墓主間のつながりを追ってゆきたい。

〔注〕

(1) 北魏墓誌に限定して言えば、墓誌銘中から墓誌銘の揮毫者や刻者について有力な情報を引き出すことは難しい。このことは既に浦野俊則先生退職記念論文集刊行会『望岳室古文字書法論集』所収 東賢司「卒・葬年からみる墓誌作製の過程」第三章第二節（一四七～一四八頁）内で論述した。ただし、先学の研究成果に墓誌銘の筆者に関する検証が全くないわけではない。一例を挙げると、南北朝墓誌研究の代表である羅宗真氏は、墓誌銘の筆者に関して、「著名な人物の墓誌も当時の名家の手筆である可能性がある。」と指摘している（『魏晋南北朝考古』一六〇頁、文物出版社、二〇〇一年）。ここでの「名家」とは、家柄の問題ではなく、名の知られた名筆家ととらえることができる。墓誌銘を揮毫する者は、一般的に筆で文字を書けるだけではなく、他者からみても文字を書く能力が秀でて著名である人物、つまり「能筆家」とであると指摘しているであろうが、逆に著名な者の筆であるならばなぜ揮毫者の名前を残さないのか疑問が残る。一方、揮毫者の身分について、全く異なる見解を持つ意見もある。沃興華氏は、揮毫者や刻者が刻されない理由と関連して、「これらのどんな者も社会的地位がない。」と結論づけている（『碑版書法』四頁、上海人民出版社、二〇〇五年）。この推論は、後漢の墓碑資料から得たものようであり、著者が目指す「墓誌は誰が書いたのか」という目的と直接的には結びつかないが、漢代から書者・刻者の身分がそれほど高くないと考察していることは注目に値する。本論で居住地について注目するのは、墓誌作製の基本的情報（誰がどこでどの墓誌銘をどのように書いたのか）ということに近づくことができる可能性があるからである。居住地が同じという共通点を除けば、接点がなくかつ胡族と漢族（支配者と被支配者）という関係である墓主二人の死後に作製された墓誌銘の書が、墓誌銘の筆者が共通しているのではないかと疑われる事例が見えることは、この時代の墓誌銘を継続的に研

究している著者には一種の驚きである。しかし、この人物が誰であるのか具体的な人物名を明らかにすることはできない。ただ、能筆家が書いたかどうかということと同等に、一人の人物（揮毫者）が、住居を近くにすする複数の人物（墓主）とどのような関係があるのか検討することは、墓誌銘の揮毫者がどのような人物であったのか重要な情報をもたらす可能性がある。

(2) 墓誌銘に関する情報は①石刻目録②資料集③報告書④拓本から収集することができる。これらの資料は

<http://www.geocities.jp/eijyusai/boshishiryoutiran.html>に掲載している。

(3) 坊里制・坊制については、北魏洛陽に国家体制に関わる重要事項であるが、洛陽遷都後の北魏については、官僚制度（人的組織）についての研究と比較して、都市形成や都市構造に関する研究は少ない。基盤となる研究としては、宮崎市定『漢代の里制と唐代の坊制』（『宮崎市定全集』第七卷 六朝、岩波書店、一九九一年）と楊寛『中国古代都城制度史研究』（上海人民出版社、二〇〇三年）の二書をあげておかねばならない。本研究と関わる部分としては、前者では、里が正式名称、坊は民間での呼称とし、漢代の里の制度を基礎として北魏の里がなされていることを指摘し、後者では、後漢時代の洛陽城にはすでに外郭があり北魏の外郭はそれをもとに築かれたものであること、『洛陽伽藍記』巻五に記す洛陽に二百二十の里があるという記述は三百二十の里であることの誤りであるなどの坊や里に関する重要な指摘がなされている。しかし、近年までの研究成果を利用した研究で有益なものとしては、朴漢済『北魏洛陽社会と胡漢体制』（『お茶の水史学』第三十四号、一九九〇年）と『北魏洛陽の形成と空間配置』（『大阪市立大学東洋史論集』別冊特別号 国際シンポジウム中国都市の時空世界、二〇〇五年）に注目している。前者に関しては胡族が新しい漢族に変化してゆく過程のうちの特に

洛陽建都時期を対象として考察を行い、後者は北魏洛陽城の建設過程を中軸線と外郭の関係で追っている。後者は特に一里を五百畝とする具体的な数値を提示している。本研究はこれらを踏まえた考察を行っている。

(4) 前掲注4の朴氏論文七三頁

(5) 「書風」とは何かという問題は、書の中心的な興味として論じられてきたが、現在の科学的研究の時代においては更なる客観性が求められることは否定できない。書風とは、「書」の持つ趣であり、同一書体のなかにも多様な書きぶりがあること」をいうようであるが（『書道基本用語詞典』四七〇頁、教育出版、一九九一年）、この説明だけでは大まかすぎてこれを基準として南北朝の墓誌を分類することは難しい。関連して、少し時代を限定すると、『日本・中国・朝鮮 書道史年表事典』一八頁に「中国書は、東晋の王羲之・王献之の出現によって、はじめて楷行、草の三体が完成の域に達し、独立した書芸術を確立することができるようになった。いわばそれまでの書道史は書体確立の歴史であり、二王以後、書風の時代に入り、はじめて書が芸術としての地位したといえよう。」（菅原書房、二〇〇五年）とあるように、書体の変遷という比較的大きな変化を伴う資料の観察から、書風の変化という同じ書体の比較的小さな変化の観察が必要になる時代に入ったと解釈することができ。南北朝の墓誌等の変化の小さい範囲での書風の共通性・相違性を論じるにはそのための論拠が必要になる。それではその客観的指標とはなにか。これは同時代・同書体の書の品格を論じる重要視点であるが、過去の研究で客観的指標について論じたものについて寡聞にして知らない。「線が鋭い・力強い筆致である」といった形容詞を使用した評価では、曖昧さが残り科学的研究が進まないが、従来からの書道史研究はその状況から脱することができないでいる。これは、研究者の怠慢であるとも言えるが、そもそも書風研究を行う際に、何人も納得できる指標をたて

ることが困難であることも起因しているとも言える。宮崎洋一氏が「王羲之以外の書家の場合は、作品の体系的な研究は必ずしも十分とは言えない。」（『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』四七九頁、汲古書院、一九九七年）と指摘していることが書道研究の現状を的確に捉えている。わずかに参考になるものとするれば、前掲の『書道基本用語詞典』に書風成立の要因について論じている。「…第二に、書の表現方法の違いである。用筆法・運筆法・結講・章法などが書者の心情とともに書の趣を変える。」（四七〇頁）とあるのがそれであるが、具体的に言い換えると、起筆から終筆の筆の動き、圧力のかけ方により具現化する一画の形、一画一画を組み合わせて描かれる一文字のまとめ方、一字一字を並べてできる大小や字間・行間の粗密等による全体構成のことになるであろうが、経験的に言えば、南北朝の楷書資料に限ったことであるが、異体字の使用についても共通性・相違性を判断する基準としてもよいと考える。さて、本論の表二にもどり、書風が共通するの根拠について論述してみたい。例えば、洛陽内城・洛陽宮の墓誌四件についてであるが、劉阿素墓誌銘（右から一行目×上から十五文字目、以下13×22で標示）と劉華仁墓誌銘（2×2）では「劉」字の字体構成が酷似している点、劉阿素墓誌銘（2×2）と王遺女墓誌銘（14×29）では「阿」の文字の結構が他の北魏墓誌銘ではあまり見られないような特殊な部分の組み合わせをしている、劉阿素墓誌銘（14×25）と劉華仁墓誌銘（14×25）と張安姬墓誌銘（17×25）では「無」字の傾きが一致し、初画から第二画目の連続性が角度や連続性が一致し、楷書体で書く第八画目の横画と「れっか」が一体化している点である。また、これら四件の墓誌については、長い横画のカーブや結体の緩さなど他の北魏墓誌銘とは異なりがあり、また、縦と横の比率を見ても横の比率が長く、特徴が一致する。これらを導くための分析方法としては、日頃「單元空間分析」という手法を用いている。

「單元空間」とは、元々は工学系の分析方法から発生しているようで、その定義としては「一つの現象が発生する最少単位として考えている。文字もこの最少単位の空間が組み合わさり構成されているという考え方ができる。具体的には、例えば「日」という文字を例に取ると、文字の外側が字外空間、内側が字内空間、二つある空間のうちのひとつを指して言うときは單元空間となる。活字の場合、この文字は二つの單元空間により構成されていることになる。また單元空間を組み合わせてできる「字内空間」「字外空間」も、二つの資料を比較する場合の観察の視点として有効である（字の外側を多角形になるように結んだその内側と外側）。この方法をここの墓誌銘に当てはめて見ると、「石」の「口」部の單元空間は、劉華仁（13×26）と張安姬（13×21）が同じようなゆがみを持つ空間構成であり、「光」の劉阿素墓誌銘（11×27）と張安姬墓誌銘（11×27）は、特に四面目から六画目で構成する複数の單元空間が一致する。本論の資料観察・分析においては、このような積み重ねの結果のみを記述しているが、手法そのものが「何人も了解する絶対的指標」にはなりえるはずもない。更に先行研究的な裏付けとしては、この三件の墓誌銘に限って言えば澤田雅弘氏が「北魏正光元年のa誌（劉阿素）、翌二年のb誌（劉華仁、張安姬）の三件は、書風または結構の点で類似するほかに、左に掲げる誌文のとおり、墓主の身分・死処・埋葬地などの点でも類似する。」と指摘している（書学書道史学会編『国際書学研究二〇〇〇』所収「劉阿素・劉華仁・張安姬墓誌とその類似書風の墓誌」一七頁、二〇〇〇年）。他、表二にあげる四十一件について、いちいち言及することは省略するが、共通性の判断の基準としては前述のとおりである。

（6）北魏洛陽時代における住民分布の原則は『魏書』韓頭宗伝にも記述される「四民異居」を原則としていられると思われる。同伝内の洛陽遷都に際して意見を述べた上書には、「端広衢路、通利溝渠、使寺署有別、四

民異居、永垂百世不刊之範、則天下幸甚矣。」とあるように、能力によって官位と居所を与える賢才主義を採用しようとした。ただし、従来からの既得権を確保しようとした門閥主義の者と対立したことは『魏書』等の文献に頻出する。しかし、魏晋以来の旧門閥を中心に展開しようとする政治的な目的を抑制するための方向性は孝文帝も採用し、征服国家の君主として大量の漢族を統治するには坊里制の採用が不可避であったと思われる。これらのことは注9の朴漢濟氏の論文、第二章「住民分布」（七三頁～七七頁）に詳述されている。

(7) 図版を使用している表三の五件の図版典拠は以下のとおりである。

墓主		図版出典
緜夫人		『邕洛碑誌三百種』一七頁
元譚妻司馬氏		『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』四冊一三九頁
胡明相		『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』五冊六四頁
元引		『鴛鴦七誌齋蔵石』五九頁
馮邕妻元氏		『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』四冊一二五頁

(8) 古文字詰林編集委員会『古文字詰林』第八冊、二〇八頁、上海教育出版社

(9) 例えば梅原清山『北魏楷書字典』（二玄社、二〇〇三年）の所収の六十四件中では（収録の範囲については、冒頭に収録資料として掲載、墓誌だけではなく、摩崖や造像記も含まれる。）、「魏」字が四十五件、「巍」字が二十件（そのうち山が下部につき文字は四件）ある。

(10) 『説文』には、「巍、高也。从鬼委聲。」とある。この一文に対して、後人が種々の解釈をしているが、その一つが本文及び注8にあげた馬叙倫の解釈である。北魏当時の解釈として、『説文』の解釈が一般的に認知されているかについては、同時代の書論を参考にすることができ『魏書』『北史』にも伝のある江式は、江彊、江紹興と続く名門の

一族で、篆体にたくみであり、洛陽の宮殿諸門の題字はすべて彼の書であったと記される。また、『魏書』によると、延昌三年三月に宣武帝に上奏したのが『論書表』であるが、福本雅一氏によると「述べて作らず」という古来の伝統によって、この議論の前半を、江式は許慎『説文解字』叙より、ほとんどそのままに借りる。」（『中国書論大系』第一卷三三二頁、二玄社、一九七七年）と指摘するように、説文学を北魏当時に受け継いだ人物の一人であったと思われる。さらには、その江式伝には、江式の上奏が宣武帝に認められ、字書を撰集し、『古今文字』四十巻を作成しようとしたが、その大体は『説文』を本となし、上に篆書、下に隸書を書いたものであった。正光年中に著作佐郎、正史中字となっていたが、これらの役職は歴史編纂を任務とする重要な役職である。不幸なことに完成前に死去してしまったのであるが、『説文』を文字解釈の基本としていた事実は重要である。『説文』には「巍」についての記述はあるが「魏」についての解釈はない。さらに、北魏当初の重要官僚が、『説文』に従うこと自体、「魏」字を正当な字体とする傍証となる。さらに直接的な根拠をあげるとすれば、梁の顧野王が編纂した『玉篇』が参考になる。梁は南朝ではあるが、北魏末期と一致する時期に王朝が存在していたので、当時の文字解釈が現代に直接的に伝わる書物である。その鬼部に「巍、牛威反。論語、巍々乎、震禹之有天子。何晏曰、巍大也。□□以此為魏国之巍。字音牛畏反。在鬼部。」とある（原本は東方文化学院旧蔵本、傍線は著者）。傍線部の「魏国」が戦国魏であるのか、三国魏であるのか、北魏であるのかはつきりしないが、六世紀初頭に「巍」が正当な文字として国号にまでなっていたことに疑いは少ない。

(11) <http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/dj/vuchar>

(12) 近年刊行された著作物のうち、南北朝の墓誌などの石刻についての書法を中心とする研究書としては、以下のものが挙げられる。

- 1 『中国書法全集 13 三国兩晋南北朝』劉正成、榮宝齋、一九九五年
- 2 『中国書法芸術 三 魏晋南北朝』王靖憲、文物出版社、一九九六年
- 3 『六朝書法与文化』王元軍、上海書画出版社、二〇〇二年
- 4 『中国書法史』魏晋南北朝、劉濤、江蘇教育出版社、二〇〇二年
- 5 『六朝書法』華仁德、上海書画出版社、二〇〇三年
- 6 『墓志十講』于明詮、上海書画出版社、二〇〇三年
- 7 『書法類型学初歩実践』頼非、深圳金屋出版公司、二〇〇三年
- 8 『碑版書法』沃興華、上海人民出版社、二〇〇五年

これらの書の観察方法は、概して時代別に分類した作品を一点一点論述することにとどまり、北魏の書法変遷史と言えるものは少ない。また、その論述方法も一点一点の特徴を書論的な用語を用いて批評することが中心で、比較方法について利用できる視点や基準が多いとは言えない。

八点の著録中で北魏後期の書法について詳述しているのは「7」である。故沙孟海先生が「北朝早期の作品は、斜画緊結であり、晚期作品は平画寛結である、斜画緊結と平画寛結は北朝書法の二つの段階的特徴である」（『沙孟海論書叢稿』「略論兩晋南北朝隋代的書法」、上海書画出版社、一九八七年三月）と指摘する視点から持論を展開し、「斜画緊結とは北魏書法の時代的特徴であり、平画寛結は東魏・西魏・北齊・北周・隋代書法の時代的風格である。…東、西魏がはじまり、平画寛結への変転が開始された」（二〇四〜二〇五頁）という結論を導いている。重要なのは、その変化が始まった時期が北魏の孝明帝期以後とする点である。この時期に斜画がならされる（拉平）になり始めるが、緊結がゆるむ（放松放宽）ことはなく、北魏書法の茂密な特徴は保持しているという点である（二〇二頁）。①から④までの共通の特徴を持つ二十二件の資料は、五二二年から五三二年までの約十年に作成された資料であるが、頼氏が指摘する孝明帝期（五一五〜五二八）以降の時期に重なる資料群である。

北魏末期の書風の変遷過程からしても、新しい書風の特徴を備えた資料であり、本論の②や③につながる指摘である。ここに挙げる四点の特徴については、北魏末期の書法変遷史を概括したものでなければ、比較したものでもないが、著者は、過去の研究において、北魏墓誌銘の書風の変遷史過程を前掲の書以上に詳細にかつ明確に示したものがあつたことを寡聞にして知らない。現時点では、たくさんの墓誌資料から資料を絞り込む方法として「①④」を採用することに過誤はないであろう。

（13）著者はかつて「北魏明元帝子孫系墓誌群の資料的意義と筆跡の類似性に関する研究」において「Mr. X」という人物が記した墓誌銘群とそれに類似する墓誌銘について検討を行ったことがある（『全国大学書道学会紀要』平成十七年度号、八九〜九八頁に掲載）。その中でも、「洛陽に住む複数の人物がある傾向持つ文字を書く書人グループに依頼した可能性を含んでいるのである。」と指摘した（九七頁）。『北齊書』儒林伝、李鉉伝には「九歳入学、書急就篇。…年二十七、帰養二親、因教授郷里、生徒恒至数百」とあるなどの文献資料から発想している。中国古代表の子供がどのように文字を獲得していくのかについては、前漢の時代からすでに確認することができる。『漢書』循吏文翁伝に「至武帝時、乃令天下郡国皆立学校官」とあり、平帝紀に「立官稷及学官、郡国曰学。県道邑侯国曰校。校学置經師一人。郷曰庠、聚曰序。序庠置孝經師一人。」とあり、地方にまで学校が配置されたことがわかる。またそこで使用されるテキスト（識字書）制定についても文字会議が開催されたという指摘がある（池田雄一『中国古代の聚落と地方行政』第九章「漢代における官吏の識字」、汲古書院、二〇〇二年）。貴族の教養のたしなみとして「詩・書」は基本であつたので、その前提となる文字を自由に使いこなせる技術は、若年から習得できていたと思われる。その文字獲得は、先の『北齊書』の記述や『文選』を編集した南朝梁の昭明太

子(五〇一、五三二)のように、二十代までに高度な技術水準に達していた者もいて、若年のうちに行われたと予想できる。また、学書の場合であるが、魏晋南北朝時代の資料としては、特定の選抜試験を経た者だけが学ぶことができる「太学」などが参考になる。魏の正始年間に作られた正始石經は、太学門外西側に建てられたとされ、經典を学ぶ等が行われていた。この教育システムは、北魏にも受けつがれ『魏書』儒林伝に「立太学、置五經博士生員千有余人」とあるように官僚養成等が行われていた。しかし、それ以前に文字を学ぶことが行われていなければ、經書の理解ができるはずもない。これを裏付ける資料は少ないが、漢代の急就篇や六朝代の千字文などの識字書がある。これらの識字書を学習する目的は、東野治之氏が『千字文』が作られたのは、単なる習字手本を提供するためではなかった。暗誦することによってさまざまな教養が身につく読本の役割が一方にあったのである。『書の古代史』七六頁、岩波書店、一九九四年)と指摘するように、単なる文字学習であつただけではない。それだけに幼いころから見識のある師匠について学習する必要があるのでないかと考えている。初期の書字学習段階で、子供が文字一字一字を学ぶ指南役として考えられるのは三通り、親等の親族、家庭教師、書塾のような小教室である。伝授の形は、一対一の指導である可能性と、優れた知識人が複数の子供に学問を授けた可能性がある。初期の書風の伝播はそのときに行われたのではないか。墓誌銘の場合、前注12の先行研究「6」ではこの書法の伝承が書の名手から代々に伝えられた場合、家学が形成されるとしている(二五頁)。北魏時代の資料は、筆写年代がはっきりするものが多く、一定期間に隙間なく作成されている。一年間に数十件作成された事例もある。このような中で、一人の人間が書くには年代差がありすぎるが、書風の共通性が看守できる場合、後者が前者に教えを受けた、すなわち一人の師から多数の他者

に書風の伝承性があつたと考えることも可能であろう。

(14) 『魏晋南北朝官僚制研究』四四三頁、汲古書院、二〇〇三年

(15) 著者は、嘗て『六朝墓誌の形式についての試論』において、六朝時期の石刻の形式的分類を行い、我々が一般概念的に墓誌としてとらえている「直方体型の石(銘文が書かれる面は正方形)」の形が完成する過程を追ってきた。その考察の過程で墓誌の概念的分類を定義したことがある(一〇一頁)。これを発表した二〇〇一年当時には、整理・対象とした北魏墓誌の数量は三七九件であつたが、現在では、五九六件にまで増加している。この数量については、他の専著よりも資料が多く統計を取る上でより客観的になると考えている。ここの本文中で表した建義元年四月十三日に死亡した墓主が、北魏時期では最も多いことの明確な論拠としては、上記のような資料分類と概念定義の上に収録した墓誌銘五九三件を対象とし分類を行った結果で証明できる(具体的な資料名・件数は割愛)。この五九三件の中には、北魏墓誌ではあるが卒年が記されていない資料もある。卒年の記録が残される資料は、四一八件である。

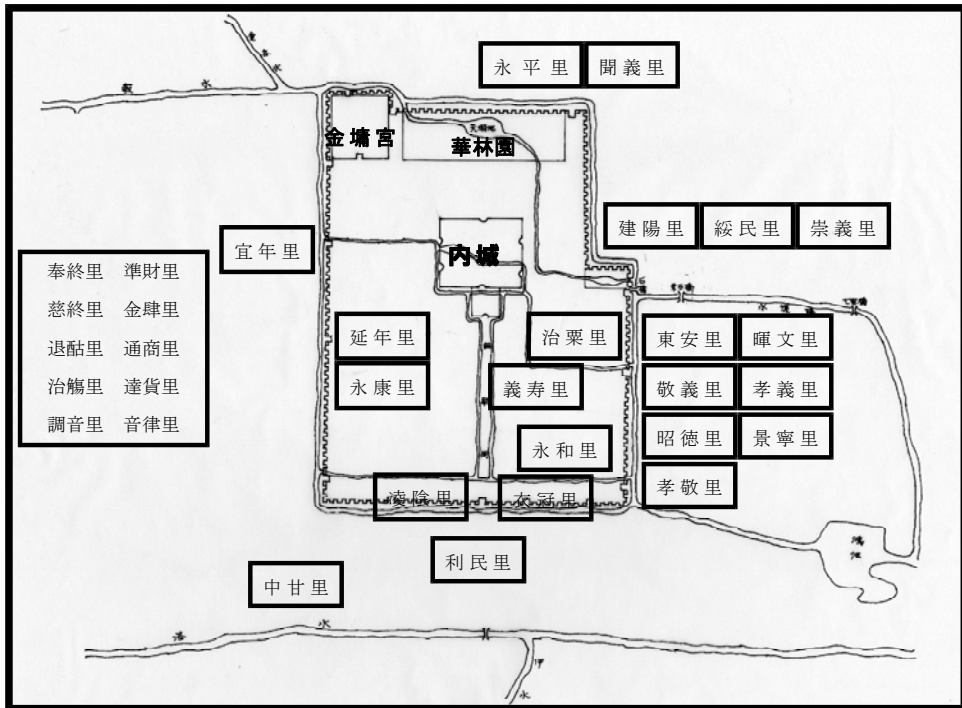
(16) 表五の太字の墓誌二十二件の資料は、徐々に変化している。一言で言えば、筆意より刀意が勝つてくるということである。河陰の変以前に作製された墓誌銘は、実際に書かれた肉筆筆画を予想できるような資料であるが、それが年代を追う「こと」に直線的で均一な筆画となつてくる。これは人間が毛筆で文字を書く場合、必ず始筆や終筆が大きくなるという特徴をも消してしまうような刻法になつていくといふことである。このような点に差が見られるのは、河陰の変の前と後である。

(17) まず墓誌銘の書者に関しては、中田勇次郎『中国墓誌精華 解説 积文・解題』で、「孝文帝や宣武帝のころには、宮廷に漢人で書をよくするものがたえず控えていたに相違ない。」と指摘している(二二頁)。また、華人徳は「たくさんの墓誌には同一種の風格であり、一人の書く

所に似ており、当時墓誌専門の書手がいた可能性がある」と指摘している（『六朝書法』七五頁、上海書画出版社、二〇〇三年）。これらは、北魏当時、専門書人がいたことの指摘である。刻者については、澤田雅弘氏が注5の「劉阿素・劉華仁・張安姬墓誌とその類似書風の墓誌」で、「…その機構は、種々の刻法の併存を容認する機構―例えば、刻者を雇用する組織や、鐫刻を司る公的機関、あるいは、鐫刻を専業としない者を一定程度含む、一時的ないし暫定的組織など―であった可能性が高い。…宮女墓誌を刊した機構と宮女遺体のh×n七誌を刊した機構とは、別の組織であった可能性が考えられる」等と指摘し、宮廷内にも緩やかな刻人組織があった可能性を示唆している（二二頁）。北魏末には墓誌が集中的に作成されており、当時専門集団なしに墓誌銘が大量作製されたとは考えにくい。

（18）華人徳氏は「北魏中期の永平・延昌・熙平・神龜年間の墓誌は典雅融和であり、風格も多様化している。しかし、多くの墓誌に同一の風格があり、一人の書いたものではないかと思われる資料が多く、可能性として墓誌の専業書手がいたのでは出現したのではないかと予想できる。」と指摘している（『六朝書法』七五～七十六頁、上海書画出版社、二〇〇三年）。興味深い指摘ではあるが、これの根拠資料は十分に指摘されておらず、なお検討を要する。

〔補記〕墓誌銘の「巍」字の使用方法に関連して、平成十九年の全国大書道学会秋田大会の発表において、埼玉大学の大橋修一教授から「大魏」という語句との関連性について質問があった。東は「大魏の使用用例は北魏の場合は造像記が中心であり、墓誌銘には見られないのではないか」という旨回答したが、その後、北魏墓誌銘においても多くの用例が見られることが確認できた。大橋教授にお詫び申し上げるとともに、口頭発表で結果的に過誤を申し上げたことを深くお詫びしたい。



洛陽内外城里図（□が里の名称）